

貯蔵の基準



危険物以外の物品との貯蔵

★★★★ check

貯蔵所において、**危険物以外の物品**を貯蔵した場合の発火危険、延焼拡大の危険があることから、**原則として同時に貯蔵はできません。**

しかし、以下の場合には、危険物と危険物以外の物品を同時に貯蔵することができます。

- ① 屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所において、危険物と危険物以外の物品とをそれぞれまとめて貯蔵し、かつ、相互に1 m以上の間隔を置く場合
- ② 屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所において危険物と危険物以外の物品とそれぞれ貯蔵する場合

異なる類の危険物の貯蔵

★★★★★ check

類を異にする危険物は、その危険性が異なるため同一貯蔵をした場合には災害発生危険を高め、発災した場合の災害の拡大を著しくする危険性が高く、また、消火方法も異なることから、**原則として同時に貯蔵はできません。**

しかし、屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所において以下の危険物を類別ごとにそれぞれとりまとめて貯蔵し、かつ、**相互に1 m以上の間隔**を置く場合は**同時に貯蔵することができます。**

- 第1類（アルカリ金属の過酸化物とその含有品を除く。）と第5類
- **第1類と第6類**
- 第2類と自然発火性物品（黄りんとその含有品に限る。）
- 第2類（引火性固体）と第4類
- アルキルアルミニウム等と第4類のうちアルキルアルミニウム等の含有品
- 第4類（有機過酸化物、含有品）と第5類（有機過酸化物、含有品）



その他の規制

★★★★★ check

- ① 屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所において危険物を貯蔵する場合の容器の積み重ねる高さは、**3 m以下**でなければなりません。ただし、第4類の**第3石油類、第4石油類、動植物油類**を収納する容器のみを積み重ねる場合にあっては**4 m**、**機械により荷役する構造**を有する容器のみを積み重ねる場合にあっては**6 m**を超えて積み重ねてはなりません。
- ② 屋外貯蔵所において危険物を収納した容器を**架台で貯蔵**する場合の貯蔵高さは**6 m以下**でなければなりません。
- ③ 屋内貯蔵所においては、容器に収納して貯蔵する危険物の温度が**55°Cを超えない**ように必要な措置を講じます。
- ④ 屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク、地下貯蔵タンク又は簡易貯蔵タンクの計量口は、**計量するとき以外は閉鎖**しておきます。
- ⑤ 屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク、又は地下貯蔵タンクの元弁及び注入口の弁又はふたは、危険物を入れ、又は出す時以外は、閉鎖しておきます。
- ⑥ 屋外貯蔵タンクの周囲に設ける防油堤の水抜口は**通常閉鎖**しておき、防油堤内部に滞油し、又は滞水した場合は、遅滞なく排出します。

